

令和2年4月2日

東村山市における新型コロナウイルス感染症発生時の公表指針

東京都が4月1日から都民に対してより一層の注意喚起を図る観点から、感染者の居住地を区市町村別で公表することとしたことから、当市における新型コロナウイルス感染症発生時の公表指針を下記のとおり定める。

1. 公表の対象

- ①東京都が公表した区市町村別の患者数
- ②市職員、指定管理職員の感染
- ③市の施設における感染（市の施設とは、市立施設、指定管理及び市の委託により運営を行う施設とする）
- ④市の施設以外の市内施設・事業所等における感染（市に情報提供があった場合）

2. 公表内容

- ・上記①は東京都に準ずる
- ・上記②、③は感染者の年代・性別・勤務先施設名
- ・上記④は施設・事業所等が市による公表を了解する場合、当該施設・事業所等が公表した範囲内とする

3. 公表の方法

以下のいずれかの媒体により公表する

- (1)ホームページ及びSNS（東京都公表のホームページへのリンク等）
- (2)プレスリリース（場合によっては記者会見）

4. 留意事項

- (1)感染時の状況や感染拡大のリスク及び濃厚接触者の状況等を総合的に勘案し、個別に検討したうえで、判断するものとする
- (2)公表の際は感染者のプライバシーの保護に十分配慮し、本人または関係者の同意を得たうえで実施する
- (3)市の施設以外の市内施設・事業所等で感染者が発生した場合、市が公表を指示することはないが、事業者の判断で公表する場合は、事業者と調整のうえ、個人情報の保護や人権上の配慮に充分留意し、公表する
- (4)本指針については今後の動向により、適宜見直しを行うものとする